

# 国立大学法人小樽商科大学利益相反マネジメント委員会規程

(平成18年7月5日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における利益相反に関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(用語の定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利益相反とは、狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念とする。
- (2) 狭義の利益相反とは、職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。
- (3) 責務相反とは、職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーの制定及び改廃に関すること
- (2) 利益相反に関する自己申告及びモニタリングの審査に関すること
- (3) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること
- (4) 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関すること
- (5) 利益相反管理のための調査に関すること
- (6) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること
- (7) その他利益相反等に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる各号委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当副学長）
- (2) 学科長及び学科主任
- (3) 言語センター長
- (4) アントレプレナーシップ専攻長
- (5) グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門長
- (6) 事務局長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（総務・財務担当副学長）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学術情報課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。